

内閣委員会議録 第十二号

昭和三十一年二月二十四日(金曜日)
午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君

理事 江崎 寛澄君 理事 大平 正芳君

理事 高橋 等君 理事 保科善四郎君

理事 宮澤 胤男君 理事 受田 新吉君

大坪 保雄君 小金 義昭君

薄田 美朝君 田村 元君

辻 政信君 床次 徳二君

福井 順一君 眞崎 勝次君

横井 太郎君 西久保重光君

飛鳥田一雄君 石橋 政嗣君

稻村 隆一君 片島 港君

西村 力弥君 細田 綱吉君

森 三樹二君

出席 國務大臣 船田 中君

出席 府委員 大石 孝章君

總理府事務官(調達) 達片不動産部長

防衛庁参事官 門叶 宗雄君

(長官官房長) 林 一夫君

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(人事局長) 北島 武雄君

防衛庁参事官 久保 龜夫君

(経理局長) 防衛庁参事官

(裝備局長)

二月二十三日

東北地方に新庚手当支給に関する請願(根本龍太郎君紹介)(第八一七号)

同(保科善四郎君紹介)(第八四九号)

第一類 第一号 内閣委員会議録第十二号 昭和三十一年二月二十四日

同(松浦東介君紹介)(第八六九号)

金鶏嶺年金復活に関する請願外三件(八木一郎君紹介)(第八一八号)

愛知県形原町及び西浦町の地域給引上げの請願(八木一郎君紹介)(第八一九号)

恩給加算年数に関する請願(床次徳二君紹介)(第八五〇号)

京都府久御山町の地域給引に関する請願(川崎末五郎君紹介)(第八七〇号)

旧海軍特務士官等の恩給不合理是正に関する請願(保科善四郎君紹介)(第八七一号)

神奈川県藤沢市の地域給引上げの請願(森島守人君紹介)(第八八七号)

京都府奥丹後地方の地域給引指定等に関する請願(柳田秀一君紹介)(第八八八号)

京都府奥丹後地方の寒冷地手当引上げの請願(柳田秀一君紹介)(第八八九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を続行いたします。飛鳥田君。

○飛鳥田委員 一昨日防衛庁の方にお願いしておきました資料をいただきました。今この資料の数字を当っておりますので、とりあえず資料の数字にわたらない範囲で質問をさせていただきます。

まず第一に伺いたいのは、砂田長官時代に御選任になりました防衛庁のいわゆる顧問団といたすのですか、砂田顧問団と申しますか、この顧問団を一体どうなさるおつもりか伺いたいと思います。

○船田國務大臣 砂田前長官のとき、長官個人の顧問として置かれたものがございまして。これは何ら制度的なものではございません。従って特にあらためてお願いをするということがなければ、そのまま自然消滅ということになるわけでありまして、軍事専門家に、ことに旧軍人の貴重な体験あるいは知識、そういうようなものを将来の防衛計画を立てる上において活用するということも、私はよいことであると思ひます。しかし旧軍人の方々ばかりでなく、あるいは教育、技術、言論機関、そういう方面の方々の御意見も承るようなことにしたらよいかと私は考えておりますので、これにつきましては目下せっかく検討をいたしていることでございまして、長官の個人的な顧問を置くか置かぬか、あるいはどういふ範囲の人を置くかということについて、まだ結論は出ておりません。今申し上げたようなことで検討を加えているという段階でございまして。

○飛鳥田委員 そういたしますと、砂田さんが大臣をおやめになると同時に、この顧問団は解任されたという形になるわけですね。

○門叶政府委員 ただいま長官からお話がありました通り、砂田防衛庁長官の長官としてのお仕事をやられる上において、種々助言をいただく、こういうことと存じております。従って今長官のお話にありましたように、制度的なものでありませんので、今仰せになりました通り、私たちが了解いたしました次第であります。

○飛鳥田委員 そういたしますと、制度的なものでなく、砂田個人の顧問であつた、こういうことに了解いたしました間違ひございませんか。

○門叶政府委員 ただいまもお答え申し上げました通り、砂田防衛庁長官の長官として仕事をやられる上に、いろいろの助言をいただく顧問、こういうふうに考えております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、砂田個人ではなく防衛庁の仕事をする、いわゆる制度としての顧問というふうな何えるのですが、個人ですか、制度ですか、この点はっきりしていただきたい。

○門叶政府委員 政府としては制度としての顧問とは考えておりません。ただ砂田長官が長官としてお仕事をやられる上の顧問、こういうふうに解しております。

○飛鳥田委員 どうもその辺明瞭にわからないのですが、それでは長官としてお仕事をやられる上には必要と考へております。顧問という名前も私もはとらないので、防衛に関する顧問というふうなことを申している次第であります。

○飛鳥田委員 どうもその辺がわからないのですが、結局あなたのお話をせんと詰めていくと、砂田さんが自分の仕事をやっていく上についてある程度の知識を個人的に吸収されるための顧問、こういうふうにししか思えないのですが、いかがでしょうか。

○門叶政府委員 言葉をかえて申し上げますと、砂田長官が長官である限りにおいての顧問である、こういうふうなことに了解しております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、それでは砂田さんがこの顧問団を任命なさるについての法的な根拠がございませうか。

○門叶政府委員 これは先ほど来申し上げております通り、制度としての顧問でありまして、任命というふうな形をとっておりません。口頭でお願いしまして、随時自分に対して助言、意見のあるところを申し述べてくれ、こういうふうにお話になっておられますので、任命とか、あるいはその他正式な手続は一切とっておらない次第であります。

○飛鳥田委員 それでは個人じゃないのですか。

○門叶政府委員 やはり長官としてお仕事をやられる上に必要と考へております。顧問という名前も私もはとらないので、防衛に関する顧問というふうなことを申している次第であります。

○飛鳥田委員 どうもその辺がわからないのですが、結局あなたのお話をせんと詰めていくと、砂田さんが自分の仕事をやっていく上についてある程度の知識を個人的に吸収されるための顧問、こういうふうにししか思えないのですが、いかがでしょうか。

○門叶政府委員 言葉をかえて申し上げますと、砂田長官が長官である限りにおいての顧問である、こういうふうなことに了解しております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、それでは砂田さんがこの顧問団を任命なさるについての法的な根拠がございませうか。

○門叶政府委員 これは先ほど来申し上げております通り、制度としての顧問でありまして、任命というふうな形をとっておりません。口頭でお願いしまして、随時自分に対して助言、意見のあるところを申し述べてくれ、こういうふうにお話になっておられますので、任命とか、あるいはその他正式な手続は一切とっておらない次第であります。

○飛鳥田委員 それでは個人じゃないのですか。

○門叶政府委員 やはり長官としてお仕事をやられる上に必要と考へております。顧問という名前も私もはとらないので、防衛に関する顧問というふうなことを申している次第であります。

○飛鳥田委員 どうもその辺がわからないのですが、結局あなたのお話をせんと詰めていくと、砂田さんが自分の仕事をやっていく上についてある程度の知識を個人的に吸収されるための顧問、こういうふうにししか思えないのですが、いかがでしょうか。

○門叶政府委員 言葉をかえて申し上げますと、砂田長官が長官である限りにおいての顧問である、こういうふうなことに了解しております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、それでは砂田さんがこの顧問団を任命なさるについての法的な根拠がございませうか。

ておりますが、これはどうなんですか。

○久保(總)政府委員 たえば規格の統一あるいは互換性といったようなことで、技術の援助を受けるためにアメリカ側からも参つております。しかしながら、検査の責任はあくまで日本側担当官にあるわけでございまして、必要に応じてアドバイザーは受けておりますが、日本側の検査を確定したものでないと受け取らない、あるいは中間検査において合格しない、かような仕組みにいたしております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、米側監督官と日本側監督官との間には、別に組織的にも制度的にもつながりはないというふうに理解していいのですか。

○久保(總)政府委員 仰せの通り実務の上では非常に密接な連絡がございまして、制度もしくは組織の上におきましては直接に連絡はございません。

○飛鳥田委員 このジェット機生産について、米側監督官と日本側監督官との間で、命令服従とかその他制度的な関係はない、しかも実務の上で連絡はある、こういうお話であります。この間、実際に生産を指導しておるのは日本側の駐在監督官であつて、米側監督官はただアドバイザーをするだけだ、こういうふうに私としては伺えたわけですが、その点間違いないですか。

○久保(總)政府委員 一言で申し上げますとさうでございます。

○飛鳥田委員 大体第二次ジェット機生産協定ができるのは、ほぼいつごろですか。予算の成立前にということでありましたが……

○久保(總)政府委員 予算の成立前にできれば協定をまとめまして、予算成立後直ちに実行できるようにいたしたいと希望いたします。

○飛鳥田委員 このジェット機生産協定というのは非常に重要な問題でありまして、このジェット機生産第二次協定について、事前に国会の人々に大体の輪郭を報告して、その審査を受ける意思はありますか、ありませんか。

○久保(總)政府委員 第一次の生産協定につきまして、概要をさきの通常国会で御報告いたしましたわけでありまして、第二次協定につきましては、協定そのものの様式あるいは全体の構成等ほとんど第一次協定と同じであります。ただ違いますのは国産化の程度が進むということでありまして、第一次協定について概要御報告いたしましたのと大差はございません。もちろん御要望に応じて協定の概要をある時期に申し上げることはできるかと存じます。

○飛鳥田委員 ジェット機生産の第一次協定については、前の国会で、たしか私からお願ひして交換公文その他を發表していただいたと思ひます。しかしあれには漏れていないところがあつたはずで、たとえば米側負担金について、イタリヤに比べると日本の方が率がよい、あるいは諸外国とのそうした関係で、そういう負担金の部分が漏れておつて、御発表にならなかつたはずだと思ひますが、そういう発表のせられ方をまた今度もせられるおつもりかどうか。

○久保(總)政府委員 先ほども少し申し上げましたように、協定の上に分担金の割合というものは一切書いてございせん。第一次協定もさうでございまして、第二次協定もさうでございまして、たださういふ点については、たとえば組み立てに要する軸は供給するといったようなことを協定に書いていくだけでございまして、たゞいま仰せのようにな分担金等実は書いてございせん。

○飛鳥田委員 その点は水掛け論になります。速記録を調べていただきますと、協定に至る議事録をも御発表願ひたいと私はお願ひしたはずで、その議事録の中にさういふ部分が当然あるはずで、従つて、この点については、外国との振り合ひで故意にお省きになつた、さういふふうに私は解釈をしておるのですが、その後第二次協定を發表せらるる場合にも、米側負担金というのには非常に重要なものなのです。従つて、この部分を省かずに御発表いただきますよう今回は特にお願ひをしておきます。

次の問題であります。先日いただきました資料の中に「昭和三十一年度防衛庁施設整備費一覧表」というのがあります。そのうちの一、陸上自衛隊、この部分で二番目の項目に米軍施設改修というので三億円計上せられております。備考を見ますと八カ所分と書いてありますが、これはどのような米軍施設の改修であるのか、そのできただけの内容を長官に一つお聞かせいただきたいと思います。

○北島政府委員 米軍施設改修といつたしまして三億三百四十四万程度予定してございまして、米軍施設改修と申します

のは、三十一年度におきまして米軍から提供の解除を受ける施設を予定いたしまして、それに改修を加える経費でございまして、と申しますのは、米軍が使用いたしましたものを接収解除になりまして自衛隊が使用いたします場合におきましては、生活様式が違いますので、そのままで使用できない点が多々あるわけでありまして、たとえば風呂場の問題とか、厨房等改修を要する点がございまして、主としてさういふ面の改修費でございまして。

○飛鳥田委員 もし米軍施設が接収解除になつて日本に戻つてくる、さういふことで日本に戻つてきたものを自衛隊がもらひ受けてそれを改修するといふのなら、わざわざ米軍施設改修費として計上なさる必要はないじゃないですか。これは自分のものになつたものを直されるのですから……

○北島政府委員 それは言葉の上の問題でございまして、旧米軍施設で自衛隊が接収解除を受けて使ひ建物の改修、さういふ意味でございまして。特に現在米軍が使用しているものを自衛隊において改修する、さういふわけではございせん。

○飛鳥田委員 それではその八カ所分といふものを、一つ場所だけでもお聞かせいただきたいと思います。

○北島政府委員 ただいま予定いたしておりますのは、東北地区におきまして川内、それから神町、苦竹、中部地区におきまして相模原、関東地区で相模原、南富士あるいは尾島、それから近畿地方で備太山、さういふ施設でございまして。

○飛鳥田委員 その分についてはまた調べてお伺ひいたします。

それでは次に伺ひますが、アメリカ側に対する施設提供諸費を見て参りますと、本年度は百五億になつておると思ひます。これは聞くところによりますと、百二十億をアメリカが要求をしてきたが、百五億で妥協がついた。その妥協の条件としては立川、横田、小牧、新潟、木更津などの演習場の施設費は一応施設提供諸費の中に繰り込まれてはいるが、もし不足する場合には防衛庁費から流用するといふような話し合いがあつたといふふうに伺つておりますが、これは事実でしょうか。

○北島政府委員 施設提供等諸費は御存じの通り大蔵省所管でありまして、この予算につきましては、大蔵省と防衛庁との間におきまして、来年度における計画を検討して必要限度を見積りまして、百五億と算定いたしてはいる由でございまして。私直接にはその内容について承知いたしてはおりませんが、大蔵省と防衛庁との間におきまして、百五億で大体はやつていける、さういふことで日本側として百五億として決定した、さういふふうに承知いたしております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、もし足りない場合には防衛庁費から流用するといふようなことは絶対でございせんね。

○北島政府委員 施設提供等諸費が足りなから防衛庁費から移用する、さういふ関係のことはございせん。ただ予算総則の二十二条に、ちよつと宙で覚えておられますけれども、防衛庁の施設整備の必要と、それから米軍に対する施設提供との関係から、必要あるときには防衛庁から防衛支出金へ移用することができ、予算総則にさう

いう規定がございます。この趣旨の点でございますが、実は昭和三十年年度におきましては、たしか予算総則の十六条に掲げてあったかと存じますが、この考え方は昭和三十一年度におきましても、前年度に引き継ぎまして、自衛隊といたしましては常備あるいは演習場等施設の新設あるいは拡張を計画いたしているわけでありまして、御存じの通り、土地の取得等につきましては目下非常に困難なる事情がございます。その場合におきましては、現在米軍が使っているところの施設に追加的な施設を加えることにいたしまして、今まで使っておった他の米軍の施設が返還になって、それが自衛隊で使える、こういうことも想定できます。あるいはまた現在米軍が使っておる施設の中に、また追加的施設をすることによって米軍と自衛隊とで共同使用ができる、こういう場合もあるわけでありまして、この場合におきましては、施設提供に関する経理を明確にいたしますため、これを施設提供費の方で移用いたしまして、そうして自衛隊においてもその目的を達する、こういう考え方で予算総則の二十二条におきまして移用の規定ができています。飛鳥田委員 ちようどそのことを次に伺おうと思つていたところで幸いでございますが、それでは三十年度における移用額を一応お示しいただき、そのおもなるものをお話しいただきたいと思ひます。

○北島政府委員 昭和三十年度におきましてはたゞいままで移用したことはございません。これは万を一を想定した場合の規定でありまして、三十年度におきましては、目下のところ実績がございませぬ。おそろく年度内におきましてもその必要が起らないのではないかと、こういうふうに考えております。飛鳥田委員 そうすると、三十一年度において、これから先のことでありますが、移用せらるるであらうと予測せらるるものは、あらかじめわかりませんか。○北島政府委員 実はあらかじめ想定しておるわけではございませんので、いろいろ施設の計画からいいますと、こういうふうな事態が起つた場合に対処できるように移用の規定を設けています。飛鳥田委員 予算の話が出て参りましたので、ついでに伺つておきたいと思ひますが、防衛庁の最初の予算要求額は千三百三億であつたということですが、これは事実でしょうか。○北島政府委員 当初大蔵省に概算要求いたしました数字は千三百三億でございます。飛鳥田委員 それが大蔵省の査定で八百九十億に減縮をせられ、やがて九百二十億に復活をして、最後に九百六十四億で大蔵省と防衛庁との間で話がついたというのはいささか事実ですか。○北島政府委員 予算の折衝の過程におきましてはいろいろ経緯があるわけでございますが、実は三十一年度の当初の大蔵省の査定は、私も思つておりました以上に実にきびしい査定でございまして、これではとても防衛庁の三十一年度の計画を遂行できないというので、逐次折衝を重ねました結果、最後におきまして千二百億ということと妥結いたしましたわけでありまして、飛鳥田委員 そうすると九百六十四億で一応妥結したというのはいささか。

○北島政府委員 いろいろ三十一年度の防衛計画を検討いたしまして積み重ねて参りますと、千二億が絶対必要である、こういう結論に達しまして大蔵省もこれを承認いたしましたわけでありまして、飛鳥田委員 それでは続いて次のことを伺ひますが、重光さんがアメリカに行かれましていろいろと相談をなさつた中で、日米軍事混合委員会という言葉が出て参りました。日米軍事混合委員会を設置して、今後の軍事的なことの話し合いをするということが出て参りましたが、その後何つておりましたか、それがどう進展しておるか全然わかりかねます。この日米軍事混合委員会というよりな委員会を設置することについて、その後の状況はどうなつてゐるのか、設置せられたい意思であるかどうか。これは大臣に一つ伺ひたいと思ひます。○船田国務大臣 これは今御指摘のような形において委員会というものは構成されておられません。ただアメリカ側とは随時折衝、接触をして意見の交換をし、あるいはアドヴァイスを受けるというふうなことはございしますが、委員会としては設置されておられません。飛鳥田委員 私の伺つてゐるのは、今後そういうものを作つていくお気持ちがあるかどうか、もし作つていくとすれば、どういふ任務をこの軍事混合委員会に与えるつもりか、そしてまた重光さんがそういうものを作るということとを約束してこられたかどうか、これを一つ伺ひてみたいのです。○船田国務大臣 重光外務大臣がそれを約束されてこられたとは私聞いておりませんし、防衛庁といたしましては、

そういう委員会を今作らうという考えを持つておりません。飛鳥田委員 もしアメリカ側が強く要求をしてこられるならば、あなた方は応じる意思があるかどうか。○船田国務大臣 今のところはアメリカ側と随時折衝をするということと十分足りると私は存じます。飛鳥田委員 あなたは大臣に就任をせられる早々、アメリカ側と軍事的なことについて、防衛について話をしていきたい、こういうふうなことをたしか談話でも発表をせられ、新聞などを拝見いたしますと、三木さんにアメリカに行つてもらいたいというふうな考え方をもちになつていらしたようですが、この点についてそのお気持ちを進められておるのかどうか伺ひたいと思ひます。○船田国務大臣 私といたしましては、日本とアメリカとは共同防衛の責任者であり、いわば——を結んでおる関係でありますから、常に米側と緊密な連絡をとりましてわが国の防衛体制を整備することを考えていくことがよろうと考へております。しかし今御指摘になりました三木氏をアメリカにやる方がいかにどうかというふうなことは、私新聞記者の諸君にも話をしたという記憶は持つておりません。飛鳥田委員 ちよつと派生的なことですが、今日本とアメリカが——を結んでゐるというお話でしたが、——とはどういふ意味ですか。○船田国務大臣 実は日米安保条約のことを指したわけでございます。飛鳥田委員 私たちの常識では——というのは、お互いに助け合つ

て、向うが攻められればこっちも助けに行つてやる、こっちが攻められれば向うが助けに来てくれるというものを指すと思ひますが……。ところで安保条約にはそういうような義務は規定してないと思ひますが、安保条約を——と今後あなたは呼称をせられて差しつかえがないかどうか、もう一べん明確に伺つておきたいと思ひます。○船田国務大臣 先ほど私が申したのは、いわば——を結んでおるような関係にあることを申したのであります。その内容はたゞいま御指摘のようになり、日米安保条約を言つておることなのでございます。飛鳥田委員 いわば——と、いわばという言葉をつけ加えられましたけれども、いわばという言葉をつけようとして換言すればという言葉をつけられようと、私は——という概念とこの安保条約とは全然違ふと思ひます。——という考え方は、一つここで取り消していただくならなりしていただかなければ、これは大へんなことになるんじゃないかというふうなことは思ひます。もしいわばという言葉をつけたら、あくまでも——とおつしやるのならば、私たちもそのつもりで今後考へていかなければなりませんので、意地が悪いようですが明確にお答えをいただきたい。○船田国務大臣 いわば——のような関係ということがそういう誤解を生ずるようでございますから、先ほど申し上げましたことは取り消します。日米安保条約というものであります。

○飛鳥田委員 あなたが今後アメリカと連絡をとって考えていきたいとお考えになる最も重要な部門は何ですか。

○船田国務大臣 ただいまの御質問の趣旨が私によくわかりませんが、とにかく日本とアメリカとは、日米安保条約、行政協定等によりまして、日本の防衛についてはアメリカがその責任を持っておるという関係にあります。従いましてわが国の防衛体制を整備していく上においては、やはりアメリカ側と常に密接な連絡をとっていくことがよからう、かような考えを持っておるわけでありませう。

○飛鳥田委員 きょう朝からの私の質問を聞いていただきますとわかりますように、決して意地の悪いことは申し上げておられません。ただ事実だけを伺っておるのですから、一つ明確に回答をいただきたいと思ひます。相互に連絡をとってきめていきたいというその中には、たとえば日本の防衛六カ年計画とか、あるいはM S A援助の長期的な見通しとか、あるいは防衛産業の問題とか、あるいは特需に対する計画とか、こういう問題を含んでおるかどうかを伺いたいです。

○船田国務大臣 先ほども申し上げましたように、わが国に防衛力というものは実はなかったものであります。それが五年前に警察予備隊が発足して以来、漸次防衛体制ができてきつたものであるが、それにつきましてもアメリカ側の艦船、兵器、飛行機等の供与を受けなければならぬ。その取得調弄というものは、アメリカの供与されるものによつておるわけでありませう、現在日米が協力関係にあり

ますこの際に、できるだけアメリカ側の供与を受けまして、日本の防衛体制を、わが国の国力及び国情に沿うように、できるだけすみやかに整備していきたい、かような考えをもって進んでおるわけでありまして、これを現実とするためには、やはりアメリカ側と十分連絡をとって、向うの考え方も聞き、またこちらの希望も述べ合つていくことが適當であらう、こういうふうな趣旨において今御指摘のようなことを申しておる次第であります。

○飛鳥田委員 そうしますと艦船、兵器、技術、こういうものをどの程度アメリカが提供してくれるかというところをもつと具体的に知りたい。そうしてまた、それを知ることによつて防衛計画が組まれるのだ、そういう必要上米軍あるいは米国のより以上密接な交渉を望む、こういうふうにおっしゃるのですか。

「委員長退席、保科委員長代理着席」

○船田国務大臣 供与兵器、艦船、飛行機ばかりでなく、できればアメリカから進んだ技術も入れ、あるいはわが方においていい考えがあれば、それを資金的に助けてもらふというふうなことに進んで、なるべく早い機会にわが国が独立国として、自分の国は自分の手で守り得る態勢に一日も早く持つていきたいというのが私の考えの根本をなしておるわけでありませう。

○飛鳥田委員 そうしますと、結論的にいへば日米軍事混合委員会というよりなものは今後作の意思はない。だがしかし、防衛計画、軍需生産、こういうふうなものを決定していく上に當り、米軍とより一層密接な連絡を保つて、いく必要がある。そのためにはもつとひんぱんに意思の交流をはかりたい、こう了解してよろしゅうございませうか。

○船田国務大臣 大体今お話しのようにございまして、日米軍事混合委員会というよりなものを早急に作らなければならぬという必要は、私は今のところ認めておりませう。事実上において連絡をとって参つておりますから、それで私は足りると思つております。

○飛鳥田委員 それでは次に伺います。米軍の軍事顧問団の現在人員及び自衛隊別配置、地域別人員については先般新聞に御発表になりましたので、これはわかりましたが、そこでこの顧問団の費用の問題、すなわち交付金の問題について、二伺いたいと思ひます。それは昭和三十一年度を見ますと増額をせられております。この増額の理由及びこの米軍顧問団に対して現物提供をなされた物件あるいはその理由、こういうものを一つ伺わせていただきますか。

○船田国務大臣 これは数字にわたりますので、経理局長から御説明申し上げます。この増額は昭和三十一年度前年度に比較して二千万円増加しております。昨年度が実行五億九千万円、昭和三十一年度が六億一千万円でありませう。この増加いたしました理由は教育訓練等の計画が進むにつれて、顧問団員の渡航回数が増加するといふ点、それからもう一つは、移動訓練隊の一部が任務終了によつて帰国いたしましたので、その帰国旅費の増がおもなる原因でございませう。

現物提供につきましては、具体的に申し上げます、理在浜松の基地におきまして、自衛隊が米軍の移動訓練隊の訓練を受けております。この移動訓練隊に宿舍を提供いたしております。この宿舍の光熱水料で、三十年度におきまして二百七十万円という金額を、現物といたしまして日本が負担する、こういうことに相なっております。

○飛鳥田委員 昭和三十一年度の交付金を三千八百万円増額せられておりますが、その理由と流用の財源について御説明をいただきたいと思ひます。

○北島政府委員 これは大蔵省所管の防衛支出金でございまして、実は私は正確には存じておりませんが、私の承知している範囲におきましては、施設提供等の諸費の中でやりくりいたしました。そちらに回されたようであります。

○飛鳥田委員 事実を伺う最後として、ジェット機の生産計画がどの程度に進行しておりますか。さつき聞き漏らしたもので伺わせていただきますか。

○久保(通)政府委員 昨年の夏に協定を締結いたしました、予算の成立と同時に実行に着手したわけであります。九月ごろに米側から供与を受けます部分品、と申しましたが、大部分組み立てたものでございませう。九月の中ごろに第一船が入りまして、昨年末現在で約四千トンばかりのものが部品及び治具を含めて両工場に入つておるものであります。大部分はT33の關係でございませう。T33につきましては先般第一号機を社内テストいたしました。近々私どもの方で正式の領収検査をいたす段階になつておるもので、年度内に数機続々と竣工する予定になつて

おります。F86の方につきましては治具が主として入つておまして、これはことしの十月から第一機が出ることになつております。目下治具の、組み立て技術指導等着々と進めております。なおつけ加えて申し上げますが、T33につきましては先般防衛庁と川崎航空機との間に契約が成立いたしました。

○飛鳥田委員 T33及びジェットのF86は年度内に何機くらいできる予定ですか。

○久保(通)政府委員 F86につきましては、先ほど申し上げましたように、年度内には一機も予定はございませう。十月から一機、それからT33につきましては予定は九月でございまして、今その目標で進んでおります。

○飛鳥田委員 大体先日いただきました資料を拝見して、数字的なものは別にして、事実についてわからなかつた点をお伺いしたわけですが、大体数字を除けば、防衛庁の皆さん方のお考え方がわかりました。次会には数字に対していろいろ伺わしていただきますが、ここで事実に関する御質問を打ち切りまして、次の質問に移らせていただきます。

先日、日時は忘れましたが、たしか林統合幕僚議長が、四国だったと思ひますが、お出かけになりました。そこで、自衛隊は、原子戦争を前提にしてその訓練及び装備をしなければならぬ、編成をしなければならぬというふうな議論をなすつていらした。およそ原子戦争を前提にして編成装備をするといふこと、戦術を作るといふことは、今までのあなた方がしばしば自衛と云つていらつしやるものとは相当変

ると思ひます。その心解えと変り方を二つ教えていただきたいと思ひます。

○船田国務大臣 ただいま飛鳥田委員の御質問でございますが、統合幕僚議長林君が四国において新聞記者の諸君と話し合ったということは、ただいま御指摘のようなことは非常に違つておるようでございます。原子戦争を前提として自衛体制を整備するといふより、これは全然違つておるやうなことがあつたらうのかといふやうな質問に對して、それについては外國の防衛關係の雑誌、新聞等を研究しておるところだといふたような返答をしたやうであります。それが誤り傳へられたものと思ひます。私は直接林議長と話をして事實を確かめたのであります。が、原子戦争に協力体制を整備するなるといふことは頭頭上しておりません。

○飛鳥田委員 どうも何か伺つて新聞が誤り傳へたといふことで問題が解決をいたしました。これは新聞記者諸君としてはいふん迷惑なことだと思ひます。しかしそのことを水かけ論をしても仕方ありません。

そこで米國の最近の発表を見ますと、米國は局地戦争でも原子兵器を使ふ、こゝういふことを聲明いたしております。そのやうなことを、日本の國內だけの防衛といふあなたの方のお説を考へてみても、原子兵器といふものを頭に入れないではできないのでないか、こゝういふふうに私は思ふのであります。むしろ林統合幕僚議長の原子戦争を前提として考へるといふことの方が、もし軍隊を置くとするならばノーマルな考え方がないか。局地戦争で

も原子兵器を使うといふことを聲明しているアメリカのこの段階において、あくまでも原子兵器について全然對処しないといふやうな御答弁は少しおかしいと思ふのですが、こゝういふこともどういふふうに自衛隊の運営の中に織り込んで考へていらつしやるか伺ひしていただきたいと思ひます。

○船田国務大臣 原子戦争に對していかを守るか、わが國の防衛体制を整備するかといふその研究までは遺憾ながらいつておりません。

○飛鳥田委員 原子戦争について全然研究をなすつていらつしやらないで、防衛々々と常日ごろ叫んでおられるのはどういふわけでしょうか。

○船田国務大臣 航空機のレーダーの施設、あるいはGMの研究とか、そゝういふ方面においては研究をいたしておられます。またアメリカで原子戦争についての演習があつたといふやうなことも聞いておりますが、そゝういふやうなことも十分研究いたしまして、いかに防衛体制を整備するかといふことも今後の研究に待たなければならぬと考へております。

○飛鳥田委員 原子戦争を局地戦争でもやるとアメリカの方は言つておられるやうな片方で、そゝういふやうなわけでは、他方もやつてはいけないといふ理屈も出てこないわけですか。従つて局地戦争でも原子兵器を使うといふ段階に世界の戰略的な水準がきた、こゝう考へても差しつかえないかと私は考へておりますが、もしそゝうだとすれば、原子兵器に對して何ら考慮の施されてない自衛隊が、自衛隊とお名乗りになるのはおかしいんじゃないですか。私たちは國を守りますとはつきりおつしやれるのですか。

○船田国務大臣 この問題は、たびたび申し上げておりますやうに、わが國の国力及び國情に沿ひ自衛体制を整備するといふことでございまして、自衛隊を漸次増強して参るということが目下の急務であると思ひまして、着々その方向に進んで努力しておるわけでございます。

○飛鳥田委員 あなたは原子戦争の時代に、今の自衛隊が役に立たないといふことを今間接にお認めになつた。そゝうして着々これから自衛隊を増強して完全なものにしたい、こゝう御答弁になられたわけですか。そゝういたしますと、自衛隊の終局的目的は、原子戦争もやれる自衛隊といふことですか。

○船田国務大臣 ただいまのところ、さやうなことを考へてはおりません。

○飛鳥田委員 あなたの御説明の論理をたゞつていけば、そこへ行かざるを得ないんじゃないですか。

○船田国務大臣 わが方といたしましては、もちろん侵略的な軍備を持つといふやうなことは毛頭考へておりません。ただしかし相手は、ただいま御指摘のやうな方法をもつて、あるいは原水爆をもつてやつてくるといふやうなことが將來起り得るかも知れませんからして、それらの研究は今後十分やつて参りたいと思つております。

○飛鳥田委員 しかし原子兵器を國內にあつて守ることをできますか。簡単に開くのも失礼ですが、世界の今の常識からいって不可能ではないでしやうか。

○船田国務大臣 どうも御質問を伺つておりますと、原水爆をもつてする戦争が起るかもしれないといふやうなことを前提としておられるやうであります。私は第三次世界大戦がそゝう急に起るとは考へておりません。しかし部分戦争、冷戦といふものが絶対になくなつたとも考へられませんが、そゝうわが國の国力の限度において最小限度の自衛体制を整備するといふことに努力しつつあるわけなんでございまして。

○飛鳥田委員 くだいようですが、第三次世界大戦がそゝう簡単に始まらないといふことは私も賛成なんです。が、局地戦争はあり得るかも知れないとあなたは今おつしやつた。しかもその局地戦争には米軍は原子兵器を使ひ、こゝういふのが得るから、原子戦争といふものがある。これは當然だと思ひます。こゝういふ場合には、日本の自衛隊が全然役に立たない自衛隊のまゝであるわけにいかないと思ひます。あなたはおつしやるのですか、その点をつきり伺ひしていただきたい。

○船田国務大臣 自衛体制を整備するといふことはただいまの段階においてはいふやうに必要である、原水爆が発達したから、地上兵力あるいは火砲といふよりなものが、全然いらなくなつたといふことには私は考へません。

○飛鳥田委員 そゝういふと、自衛隊は今後原子兵器を持つ希望はない、こゝういふやうに伺つていいわけですか。

○船田国務大臣 今自衛隊が原水爆を持つなどといふことは考へておりませんが、こゝういふ一つの念のために伺ひますが、そゝういたしますと、海外派兵とか日本の自衛隊員を海外に大量出張せしめる意思はない、こゝういふやうに伺つてもよろしいわけですか。

○船田国務大臣 現行憲法の許す範圍内において自衛体制を整備するといふことを考へておるのであります。従つて今直ちに海外派兵をするといふやうなことは考へておりません。

○飛鳥田委員 今おつしやるのは鳩山総理がしばしば言つておられることと同じで、現実に自衛隊の整備を見ていきますと、必ずしもそゝうだとは思ひません。自衛隊の昨年度の発注を見ますと、三菱日本重工業に三十五トンの戦車を発注せられておる。こゝうが日本の國內を見ますと、六十トンの重みに耐え得る橋梁といふのは全國で一四〇しかありません。これはたしか建設省の方で発表しておられると思ひます。

六十トンの重みに耐え得る橋は一四〇しかない、こゝういふことがわかつて参りますと、三十五トンの戦車などといふものは國內で使える筋合ひのものではない、これは當然外國へ持つていって、朝鮮で走らせるか、どこで走らせるか知りませんが、外國で使うといふことを前提にしなければ、三十五トンの戦車の注文をせられたといふことを私は理解できないのであります。こゝういふに、あなた方が海外派兵の意思はない、あるいは自衛隊公務員を大量に海外出張せられる意思はない、こゝういふやうに言われながらも、実はどんな海外派兵のできる裝備を持たれてゐる。うわべに言われることと現実に行われておることを私たちは感ずるわけですが、こゝういふことを私たちが感ずるわけですが、こゝういふでしやう。

○船田国務大臣 海外派兵といふやうなことは今のところ全く考へておりません。今御指摘になりました三十五トンの戦車といふやうなことも、これは

試作の時代でありまして、その製作を命じておるといふような事実もまだないのであります。研究をしておる。ただ御承知の通り、たとえば侵略軍が上陸してくるといふような場合に、上陸軍の舟艇なり戦車なりの装甲がだんだん厚くなって参りますから、それに対しましては、国土を防御するためにも相当大きな兵器を持たなければならぬ、こういうことになりますので、それらの点を今十分研究しておるというところでございます。海外派兵というよりなことは全く考えておりません。

○飛鳥田委員 使の見込みがなければ何も試験で注文をなさる必要はないと思ふのです。三十五トン戦車を二台注文せられたという事は明確になつております。しかも上陸してくる場合に、これに対して相当大きな兵器を必要とするという御説明でありました。それは三十五トン戦車を注文するといふ理由にはならない。この戦車を見ますと、スピードにして大体四十五キロですか、行動半径百キロといふことになつておるようですが、行動半径百キロの戦車を、かりに敵がどこかへ上陸してくる場合に急速にその上陸地点に回していくなどということも非常に不便な話であります。上陸軍に対して大きな兵器が必要だといふ御説明では結局三十五トン戦車を注文した理由はならない。この三十五トン戦車が今申し上げたように、くどいようですが、日本国内でその威力が発揮できないことは軍事専門家も——また自衛隊の内部にも疑問があるようですが、そういうようなものを注文せられることは頭隠してしり隠さずで、海外派兵

をする意思は現在のところございませんと、あなたが何べん御説明になつたところで、この事実が外へ出ていくといふことを証明している、言明よりも事実の方が重要で、国民もまたあなたの御説明を何べん聞かされるよりも事実を知りたい、そしてまた知ればはつきりとした意識を持ちます。こういう点で自衛隊は純粋に国内防衛だと言いつながら現実には海外派兵の準備をしているのです。

さらにもう一つ例をあげてみますならば、落下傘部隊であります。落下傘部隊を先般北海道に行われた演習で使つたやつたものであります。この落下傘部隊に対してフリーピン軍人さん方は歴然と攻撃のための武器としてこれを理解せられたといふようなことが新聞に出ております。これは、落下傘部隊の使い方については、日本国内でだけ使つておることをきつと御説明になるだらうと思ひますが、しかし世界の今の常識といたしましては、落下傘部隊は攻撃用の武器であります。ここに海外派兵のための一つの武器であるといふことは理解できる。また世界の人々もそう理解するに違ひありません。頭隠してしり隠さず、こうして落下傘部隊を作られるといふことによつてその状況がはつきり出た。またF86ジェット戦闘機の生産をなすつていられつしやることがはつきりからの御答弁でわかりますが、このF86ジェット戦闘機にしてもまた攻撃用の武器ではないか、こ

ういふふに私は考えるのであります。見をもう一度伺いたいと思ひます。○船田国務大臣 ただいま御指摘のよう、戦車が相当重い重量を持ち、大

きなものになるという事は作戦の必要からいふ要求が出てくるわけでありまして、しかしそれができたからといって直ちに海外派兵を考えておるのだといふことは全然別個でございまして、自衛隊の体制を整備するといふことはどこまでも国土の防衛、自衛体制を整備するといふことであります。今御指摘のよう、F86Fといふような戦闘機ができました、これはわが国の防衛のために必要なことであります。全然海外派兵といふようなことを念頭に置いてやつておるのではありません。

○飛鳥田委員 いただいた中にあなたの主観的な海外派兵を考えておられます。この説明だけでは、現実によりいふに船々海外に出ていける軍事体制を整えておられることについての弁明にはならないのです。

さらにもう一つつけ加えて申し上げますならば、今度自衛隊では潜水艦を御注文になった。海上自衛隊が初めてシュノーケル潜水艦一隻を建造するといふことを私たちは伺つております。これによりますと排水量千トン、水中速力一九・五ノット、安全潜行深度百五十メートル、魚雷発射管二門を装備する優秀な性能を持つものだというのであります。外へ出ていく必要のない軍隊がどうしてこのような潜水艦などをどしどし注文されていくのか、これもすなわち外へ出ていく準備体制だと私たちは考えないわけにいかないのではありません。こ

ういふ点についても御説明をいただきます。○船田国務大臣 御承知の通り、わが国は四面に海をめぐらしてあります。しかも食糧の約二割は海外から輸入し

なければならぬといふようなことでございまして、一朝有事の際におきましては、護送船団といふものがきつめて大切な役割をいたします。それらのことを考えますと、平素から外国の侵略軍の攻撃、ことに海上の補給路を断たれるといふ心配もございしますから、それらに対する訓練をいたしましては、やはり潜水艦のようなものによつて水中索敵のよう、この訓練をしていく必要があるわけでありまして、三十年間においてアメリカ側から潜水艦一隻の供手を受けておりますけれども、一隻では訓練が十分にできませんので、三十一年度においてはもう一隻わが国において調達いたしまして、訓練にいたしたいと考えておる次第であります。

○飛鳥田委員 多分そうおっしゃると思つたのですが、この前の国会でも申し上げたのですが、現実には潜水艦をあなた方はどう使つておられるかと申しますと、ちやうど総選挙の始まる前に船団護送の練習をなさつていらつしやる。向うからこちらへ来るのなら話はわかるのですが、こちらから向うへ向つて船団を護送なさつた、これに潜水艦が参加しておるのであります。九州から台湾に向う船団護送の演習に潜水艦を参加させておられるというの

は明らかに海外派兵用として——あなたたちは先ほど船団護送といふ言葉をお使いになりましたが、船団護送をなさるために、しかもその船団護送は九州から台湾に向つていくのに使われるといふことを事実が証明しておると思ひます。言葉だけの弁解でなしに事実でお示しいただきたい。

○船田国務大臣 今御質問にありましたのは、これはどこまでもやはり護送船団、輸送商船を護送していくという訓練でありまして兵隊を送っていく護送をやつていふものではございません。自衛隊をいたしましては護送船団の編成をやつたり、その訓練をやつたりといふことでございします。

○飛鳥田委員 それならばなぜ九州から台湾に向つて送っていく練習をなさるのか、こ

ういふことを伺わざるを得ないわけですか。ですがこの点については水かけ論でし

次に伺ひますが、オネスト・ジョンが日本にやつて参りましたときに、秘田防衛局長官は、日本にも持ちたいとアメリカ軍に申し込んで、日本でもこれをもらひ受けるというようなことを再三言つておられたのであります。現実にもうもらひ受けてしまわれたかどうかはわかりませんが、オネスト・ジョンを受け取つてその研究をするといふことは、少くとも日本の国内だけに戦局を限定して考えない一つの証拠ではないか、さらにまた防衛庁の本年度の予算を見ますと、スイスでその会社にエリコンを何機か注文しておられる。こ

ういふことであります。これもまた日本の国内だけにどまつてい

るのならば私は必要がないと思ひます。これもやはり海外に向つて戦力を伸ばしていく、こ

ういふことの下準備としか私たちは受け取れないのですが、この点についても御説明を伺ひたいと思ひます。

○船田国務大臣 今御質問にありました、スイスのエリコン会社からエリコンの輸入を計画しておるといふこと

でございます。これは御指摘の通りでございますが、今日の非常な兵器の発達からいいますと、どうしてもたんだんロケットとかあるいは無人飛行機とかそういうようなものがございます。従いまして、ことにGMの発達が著しいのでありまして、このGMにつきましては、やはりこれをわが国といましては、防衛生産の上において独力で作っていくことができるようになることが必要だと思ひます。これはどこまでもわが国の国土の防衛の目的でございます。たびたび申し上げておりますように、侵略的な意図を持っていますか、あるいは海外派兵をするとかいうことは全然考えておりません。

○飛鳥田委員 時間もちやうど十二時になりましたので、事実を中心にした伺い方でなしに、この次に私の意見を交えた御質問をさせていただきます。こういふことを申し上げまして、一応私の質問を終わりたいと思ひますが、くどいようですがもう一度最後に、三十五トンの戦車を日本国内で十分に使用するとあなたはおっしゃるのかどうか。これを最後に何わしていただきます。

○船田国務大臣 現在持っております特車も相当大きなものもございます。これが三十三トンないし五トンになったからといって日本国内においてこれを走らせることが絶対できないとは考えません。小さな河川は渡れます。また日本の自衛隊の持つております施設部隊の架橋等の援助がございますれば、国内においてこれを使用することは可能と考えております。

○飛鳥田委員 それでは私の質問をあとに残しまして一応終了します。

○保科委員長代理 片島君。○片島委員 私は主として防衛庁関係の予算の非常に不正、不当あるいは乱脈的に使われておるような問題について二、三お伺いをしたいと思ひます。

最初に船田国務大臣にお尋ねしておきたいのは、予算が成立をいたしました年度の中途において、アメリカの軍隊から相当のいろいろな物品が供与せられる場合があるのではありませんか、そういう場合に予算は不用になつてくるのであります。その調整はどういうふうにしておられるかというのが第一。それから毎年々々防衛庁の予算は繰り越しが非常に多いのでございます。年度内に使わないうで翌年度に何百億という繰り越しをやるのであります。繰越金を幾らかでも少くするために、まだそんなに早く必要もないようなものを年度内に何とかして買つておこう、繰越金の額を少くするために無理をして必要のない支出をする、こういうふうなことが私たちからは考えられるのであります。この二点について最初に大臣の御意見を承わりたい。

○船田国務大臣 アメリカからの供与兵器、艦船、飛行機等がありましたときに、予算との調整をどうするかというところでございます。これは供与品を前提として予算を組んでおるのであります。大体におきましては、初年度調介入するものは、従来はほとんど全部アメリカの供与に待つておったわけでありました。ただその供与されるものが年度半ばにおきまして非常に予想よりもおくれるというような場合がありまして、これが第二の御質問の繰越金があるという一つの原因にもなつておるようなわけでありました。

それから防衛庁費につきまして、例年繰越金の多いことはまことに遺憾なことでございます。私も就任後この予算の執行という点については、たとい一銭一厘といえども間違ひのないように、適正に、しかも防衛の目的を達成するように、効率的にすみやかに予算目的にこれを使うことを進めておるわけでございます。従来防衛庁の予算におきまして繰り越しが多かったことは、その大部分をなしますものが器材費、施設費等でございますが、これは器材につきましても、十年の空白があったというふうなことで、一つの警備艦を作るにいたしても、一つの青写真を作つて、それをして注文をするというために、非常な長い時間を要します。それからまたこの基本設計ができましても、それをいよいよ造船所に持ち込みまして、それをして細目の設計をする、実設計をするというところに相当な時間を要することがございまして、それから施設につきましても、先ほど来の御質問の中にも出ておりましたが、演習場の土地の獲得というふうなことに非常に時間を要する。こういうふうなことがございまして、防衛庁の予算は、器材費、施設費等がおもな内容をなしておりますために、今申し上げたようなことでおくれまして、それが重なりまして、前年度におきましても二百数十億円の繰り越しを生ずるというふうなことになるわけなのであります。

○片島委員 非常に長く答弁されるけれども、少しも答弁になつておられないのです。アメリカの方からこちらが予定しておらない物品を年度の途中においていたいただきました場合に、その予算はどういうふうになるのかというところ、第二番目は、繰越金が多いからどういふやうなじやありません。繰越金が多いから、それを賣めておるんじゃないかという、無理をして必要のないものを年度内に買ひ込むということはないかどうか、これを聞いておるのであります。

○船田国務大臣 第一段のことは、三十九年度以降においてはございせん。繰越金を少くするために無理な買ひ越しをするようなことはないかという御質問であつたように思ひますが、さういふことはいたしていません。先ほど答弁申し上げましたように、効率的に使用するという点については、特段の注意を払い、そして十分これを監督をいたし、間違ひのないようにいたしておるのでございます。

○片島委員 もうこれははっきりと外部に出た問題でありますから、ここで御披露申し上げますが、昭和二十五年に入隊をしたものが、その被服が三十九年度において耐用期限がくる。三十九年度になつて初めて必要なものを二十九年度の十月に七万着用意をしておられる。三十九年度で必要なものを二十九年度の十月に七万着用意をしておられる。三十九年度の半ばにおいて、製品としてできたものが四万五千着、生地で二万九千五百着を購入、しかもその生地はすでに諸費に出しておられる。合計七万着、これは三十九年度になつて必要なののであります。ところが、二十九年度の十月に購入をしておられるが、二十九年度の八月にはアメリカの顧問団から、約七十万着分の生地を交付されるという連絡があり、しかもまた、これは二カ月前です。七万着を作られる二

カ月前に口頭ではあります。七十万着の生地をお前の方にやううといつてきた。そして、一カ月たった九月には、文書をもって同趣旨のことがまた連絡がきておるのであります。そして、その生地七十万着は、昭和三十年の二月から五月までの間に到着をしておるのであります。三十九年度に必要なものを、前もってこういう七十万着もくれているという連絡があるにかかわらず、二十九年度の十月に七万着作つておられる。これはどういふわけであらうかとをやっておられるのであります。あるいは業者などとの前から話合ひがあつて、早くこれを買つてやらぬと、工合が悪いということになつておられるのかどうか。この点については、私はこの法案が審議されるうちに資料をいただきたいのであります。いかなる業者とどういふ契約をしておられるかという資料を本委員会に提出を要求するものであります。このいきさつについて船田長官が御存じないならば、経理局長からでも御答弁を願ひたい。

○北島政府委員 ただいま御質問ございました中で、まず予算の立て方から御説明申し上げた方が御了解いただけるとかと思ひます。昭和三十一年度に必要なものを二十九年度の中で買つた、こういうお話であります。予算の立て方といたしまして、こういう被服については、耐用命数分の一の予算を組みまして、毎年将来の更新に備へまして、補給計画を立てて、予算もそのように耐用命数分の一に計上されておるわけでありまして、ところで、この冬服の問題につきましては、結果から申しますと、私は実は不幸なことであつたと思ひます。ただいきさつをよく申

し上げますと、昭和二十九年の夏ごろ、当初口頭でもって、場合によると自衛隊に譲渡できるかもしれないという話がございました。しかしその当時は、有償という話であつたようであります。有償ではこれは問題にならないという事で、折衝いたしておりましたうちに、大体無償になりそうだといいことになったわけでありました。そこで無償だということで、自衛隊においても極力折衝に努めまして、一体その規格はどんな規格のものであるか、それくらいいつ、どのくらいのものであるかという事について、極力先方の係官と折衝いたしたのでございますが、残念ながら米給与品の中で、大体こういうふうな臨時に給与されるというものについては、いつくるかということが実は最後のぎりぎりの段階にならないとわからないというのが実情であります。これはアメリカの方の組織もございまして、あらかじめいいかげんなことを言えないということもございまして、そこで秋に非公式であるが、文書でもってやるといことが言われたと言われますが、文書でもってやるといようなことはなかったものであります。アメリカ軍の内部におけるところの通報としまして、こういう服が前のごころへ保管転換になるぞという、米軍内部の通報であつた。それがこちらの関係官に、この分がどうもお前のところへくるのではないかといいお話があつたようであります。そこでさらに具体的に、ほとんど毎週一回くらいずつ担当官が先方の担当官と会いまして、規格その他について極力情報の入手に努めたのでありますが、やっぱりいざとなつてみると、これはわか

らぬという状況でありました。そういうたしまして、じんぜんと日を送つております中に、三十年の二月には新隊員が入る、これに冬服を着せなければならぬ。こうなつてきますと、補給調達に責任者として不確定な分子をもとにして計画を立てるわけにはいかないう。やむを得ず契約を起すというのが実情でございます。しかるにその後になりまして、二月から五月に現実に現品が日本側に供与されたというのが実情でございます。当時の担当者の心情を考えますと、実に迷つたようでございますが、既定の調達計画を実行するに至つた。私は調達の責任者としてはもつともな点があるのではないかと思つたのであります。ただ結果におきまして相当大量の被服が米軍から供与されたので、当初買ひましたものがむだだったのではないかといいおしかりを受けるわけでありまして、その点につきましては当時の調達責任者として事情まことに了とすべきものであつた。もしかりに確かなでないものを当てにしまして、じんぜんとしておりますならば、補給にも差しつかえるわけでありまして、事情を考えますと、私もといひましてはまことに情状御丁寧に察する点があるのではないかと考えるのであります。

ても三十年の二月から五月までの間に、その十倍の七十万着分が到着するといふ見通しは、そのときぼつと来たのでなくして、昨年度の八月、九月のころからそういう予定がせられておつたのでありますから、二カ年間も年限があるのに前もってそう迷つてからにあつては買ひ必要はないのじやないか、こういうわけですね。それからこの七十万着もらつたものはどういふふうなされるのであります。その後の予算等で、これは七十万着の十倍であります、それをずっと年度のうちに落すようにしてありますかどうか。

○北島政府委員 これは先ほど申し上げましたように、所要の定数が幾らとて耐用命数分の一率予算が配分になつております。実行上といひましては、必ずしも耐用命数の至らざるうちにだめになるものが相当あるわけでありまして、その更新の予算、私どももリブライズ予算といつておりますが、そのリブライズ予算をもちまして毎年買つております。これは何もしないで必要であつたといふものではないのであります。現に会計検査院の御指摘の中でも、七十万着全部買わなくてもよかつたのではないかと、差し当り七十万着の中から三十年の二月に入れるところの二万着分だけ買つて、あとの五万着は差しひかえたらいのじやないか、こう言つてゐる状況でございます。この七十万着が三十一年度に必要だといふものばかりではないのであります。既定の調達計画に備へまして、毎年更新に備へて、耐用命数で購入いたしている、予算もそういうふうになつてゐる、こういうわけでありまして、な

○片島委員 先ほど船田長官のお話では、年度内に無理をして買ひようなことはない、予算の執行は厳重にやつておるといふようなお話でありました。が、今でもちゃんと明瞭なように、二万着くらいはこれはもうさつそく要るものであつた、三十年の新入生から必要であつた。しかし五万着くらいはまだあとに延ばしてもよかつた、こういうようなのを、しかもそういう七十万着が入るといふことが予定されておるにもかかわらず、やつておられる。それから三十年の十月から要る冬服を二十九年度中に——これはどういふふうになつておるのであります。あなたの方は金さえあればさつと先のものまで買つてゐるのであります。ほかの一般会計予算の使用計画といふものは、予算の編成といふものは、さうなつてゐないのです。三十年に必要なのは、三十年の予算の中で計上する。實際上準備をやらなければならぬといふならば、その準備的な費用は必要であります。被服などのごときものはさういふ必要はないと思ふ。しかしながら、三十年の十月から必要になる冬服を、昭和二十九年の二月に契約をして、さうして二十九年度内、すなわち三月の末日までに全部を購入しようとして非常にあせつた。ところがその当時は春物、夏物といふのを生懸命やつておるときでございます。冬物といふのは業者の方としてもどうにもならないといふので、いろいろと業者と打ち合せをした結果、三月末まででなく、五月までといつて、二カ月延伸をして四万七千七百着を作らせておる。そういうふうな無理をしたために——おそろく五月といふのは、予算の

支出整理期間として、二十九年度内の予算が使えることになっておるのであります。ところが、二十九年度から三十年度の繰り越しを少しでも少くするために、三十年度の冬すなわち十一月から十二月ごろになって必要なものを、二十九年度の年度末になって、無理をして、その年度内の予算で買おうとしたあせりが、結局高い生地と高い工賃をもつて仕上つておるといことがここに明瞭になっておるのであります。船田長官はこれでも予算の繰越金を無理をして少くするようにはやっておりますか。

○船田国務大臣 先ほど答弁申しましたのは、私が就任以後、予算の経理について厳重に監督もし、一銭一厘たりともむだのないようにせよという指図をたびたびいたしておるといことを申し上げたのであります。今御指摘のように、会計検査院から指摘された不当な事実があったといことを否認しておるのではありません。そういう事実に対しては十分反省し、戒飭をしていかなければならぬというふうに考へて、その手続をとつておるわけでありす。

○片島委員 船田長官が就任せられてからはそういうことがないようにしておると言われる。また船田長官はそうであるかもしれませんが、あなたはいつまでもやっておるわけではない。それで実際の調達事務をやるのはあなたがやっておるのではない。あなたが監督しておる下の人たちがやっておるの、こういう人たちはなかなかわからない。それで私はここでまた問題を次々に皆さんに御披露しなければならぬのであります。昭和二十九年度におきま

して、初め空包発射補助具というのを一組三千七百七十円で契約をして購入しておられる。ところがせつかく購入をいたしたものが役に立たぬといことがわかつたために、前の一組で三千七百七十円という契約をして注文した同じ品物を、数量をきめて少くして単価を八千八十三円という今度は高い契約に切りかえて、これを買つておられる。品物は最初に予定をした三千七百七十円の品物であつた。ところがこれを間違えて自分たちが注文したものとから、役に立たぬ。役に立たぬからといって業者を困らせてはかわいそうだといことで、数量を減らして約二倍半になる八千八十三円をこれを購入しておられる。しかしながら役に立たぬものではない。しかもこの契約より一千七百七十円であつたものを一組に三つに三千四百七十円という修理費をかけて実用に供するようになっておる。八千八十三円で買つて、それにまた三千四百七十円の修理費をかけて、三千七百七十円の品物一組に結果として一万円以上かけておる。そのために役に立たないこの補助具を改造したために、せつかくそれに合うように用意をしておつた空包は、今度は補助具が修理されたもんだから全然役に立たぬようになつた。これはそのまゝ保存してあるといことが、役に立たぬもの。その中には捨てられるのでありす。そういうような事実があるのであります。最初に契約をせられた三千七百七十円の契約書、それから数量を減らして単価を上げて八千八十三円の契約をせられたその両契約書、それから修

理に三千四百七十円かけられたその修理の契約書、この三つを本委員会に資料として提出していただきたい。そして最初に三千七百七十円で契約をせられたものと、あとで八千八十三円で契約をせられたものには、おそろくちゃんどどういふ品物を作れという設計図が模倣か何かがついておるでありましようから、図面でも何でも、それはどういふふうに品物が変つておるからこういふふうに単価が上つたのか、同じ品物であるのにこういふふうに単価を上げたのか、契約書に付随する設計書によつて拝見したいと思つてございす。それは資料を提出していただけましようね。

○北島政府委員 ただいまの御質問は会計検査院の「実用に供することができないう口徑五〇空包発射補助具を大量に発注したもの」といふ案件であらうと存じますが、この件につきましても、実は自衛隊におきましては、空包によるところの発射の訓練が喫緊の要務である、こう考へておつたわけでありす。そこで当時の技術者といはしましては、衆知をしぼりまして当時としては一応技術的に満足できるといふ結論に達したので、当初の補助具を注文したものであります。残念ながらある気温の条件においては当初の発射補助具はよかつたものであります。それが気温の変化によりまして、条件が變つて、実は工合が悪くなる、こういう問題であります。そこでさらに研究を急ぎまして改造の課程を研究したものであります。当時の発射補助具を研究して一応完成いたしましたときに、現在技術水準においては実によくできたといふふう

に技術者の仲間においては言われておつたのであります。ところが空包発射補助具といふのは、私はしつうとよく存じませんけれども、終戦前におきましても実にむずかしいものであつたものであります。昔は研究に十年の月日を費してやつと完成されたような品物であつたものであります。遺憾ながら戦後は長い間の空白がございまして、その後の武器の進歩等からいまして、新たにさらに空包発射補助具を研究して完成しなければならぬ、しかもそれを急いでやらなければならぬといふところが本件の問題点があるかと存じす。結果におきましては、当初技術者仲間におきましてよくできたと言われたものが役に立たない、これはもう御指摘の通りであります。申しわけないのであります。その当時の過程におきましては、全員一致して発射補助具の最も能率的なものを研究いたしておつたのであります。結果においてはまことに片島さんの御指摘の通りになっております。なお、契約書等につきまして資料を提出せよといふことでありますが、これにつきては、調査いたしまして、後日お示しいたします。

○片島委員 最初に一組単価三千七百七十円で契約をしたものと、それが役に立たないので解約をして一組八千八十三円で購入をいたしたものの品物は同じ品物でございすか。

○久保(連)政府委員 正確に申し上げますと、空包発射補助具と申しますのは、御承知かと思ひますが、機関銃の連発のために、実包であります。実包の発射のガスの反動によりまして作動しますが、そのために使用するもの

でございまして、最初に技研でやりまして、それがどうもよくないかぬといふことで、別に研究しましたものをよくよく自信を得て注文に出したわけでありす。ところがたゞいま経理局長が申し上げたような点で、やはりうまくない点もあるといふので、技研の研究もあわせて新しいものを作り上げた。改二型と称しておりますが、物は似た分もありすが、かなり改造を加えておるわけでありす。

○片島委員 そうすると、その三千七百七十円で契約した物そのものではなくして、これはやはりかつこうが悪いので、多少手を加えて八千八十三円で買われたのであります。

○久保(連)政府委員 さうであります。○片島委員 いろいろと研究を加えて八千八十三円で購入せられたものを、それが役に立たないのでまた一組当り三千四百七十円の修理費をかけてようやく役に立つようになったのであります。

○久保(連)政府委員 さうであると思ひます。○片島委員 最初に一組三千七百七十円で契約したものを八千八十三円という約二倍半以上の価格をもつて購入せられておるのであるが、おそろくこれは相場の改造といひますが、改良をして品物の手直しをしなれば二倍半という単価にはならぬと思ひます。さうして八千八十三円といふものを作つておつて、それがもとの契約の三千七百七十円よりも上回る三千四百七十円の修理費をかけなければならぬといふような、そういうむだな金をかけて、これを最初の

二倍半にも単価を上げて買入たのであります。大体どの程度の手入れをしてこの二番目の契約をし、それから三番目の修理となつたのか、その段階はどういうふうになつておるのでありますか。

○久保(龜)政府委員 先ほど申し上げましたように、第一回に研究所の二型というものができまして、これがどうもうまくないということで別の型を作りました、それがどうにか自信がついたということでやりました。それから先ほど経理局長が申しました気温の関係等いろいろな理由でどうもうまくいかないの、さらに両方合せて改造いたしました、こういうことであります。

○片島委員 これはほんとに重大な問題です。これはほかにもこういうことはあり得ると思う。最初に三千七百十円で契約をした——これは設計はおそらく防衛庁がやられたのでありましよう。そういたしますと、これが役に立たなかつたが、解約をするのは業者にも悪い、しかしそれはあまりよくい買入ても役に立たぬでは困るというので、部数を三分の一くらいに減らして、単価を約三倍くらいまでまた引き上げて買入ておられる。これには手入れというものはほとんどしてない。これはおそろくあなたの方の設計間違いかからというので、部数を三分の一に減らして、単価を三倍にして損のないようにして——いらぬものはよいはいりませんから、数量は少くてもいい、ゼロでもいいが、ゼロだったらあなたの方がまたほかの方から怒られますから、三分の一くらいにして、単価を三倍に上げて購入しておられる。これは

最初からあなたの方は役に立たぬことはわかつておつた。それは形式上多少の手入れをされたかもしれない。しかしこれはほとんど手入れはしてない。手入れがしてないから、第一回の契約のときの三千七百十円を上回る三千四百七十円という三百円もまた単価の上つた、修理費だけでそれだけのものを払わなければできぬというよりなことになるのであります。これがどうしても私も納得できぬのであります。

その他についてもこれと同じようなケースが出ておるじやありませんか。弾薬運搬用の電動式フォークリフト、これはまた膨大なものです。二十七台を四千七百円で買入して、これは使用を全然使用しておられない。これは使用するつもりがあつて買入たのかどうか。この電動式フォークリフトというのは、あなたの方で買入てみたけれども、実際にこれは使えない。金があるなら何か新しいものを買入てみた、また予算には組んでおつた。——予算を編成せられるときなんか、あなたたちは使入予定のないようなものでも何でも予算に計上するのであります。この電動式フォークリフトというのはあなたの方で、そのためにほかの方を講じておられる。こういう予算はどうして計上せられるのですか。今年度の千二億の予算の中にもこういうものがないとはいえない。これは私は三十九年度の決算はまだ見られないから、二十九年度のものを資料にしているのではありません。しかもこれを担当しておる人たちは皆同じメンバーの人たちが担当しておるので、船田長官が

わつてまたほかの長官が来て、船田さんもそのまた前の長官も実際は知られない。だから、今でも一般会計における各省の予算の使用というものと、防衛庁における予算の使用というものと、また予算の編成というものは異なつて、非常に特異性を持つておると思つておられますが、この問題についても御答弁を承わります。使わないものを四千七百円も買入ておるが、これはどうするつもりか。使うつもりですか、払い下げるつもりですか。

○北島政府委員 私から御答弁申し上げます。本件につきましては、昭和二十九年の九月ごろから三十年の六月までの間に、米軍から十二万七千トンの弾薬を防衛庁に引き渡すから緊急に引き取るようにという話があつたのであります。この十二万七千トンという弾薬の受領といふものはなかなか容易ならぬわけであります。これを円滑に弾薬庫に——まず弾薬庫の選定が大へんであります。どの弾薬庫を選定させました、短時日の間に緊急に大庫を格納したためには、電動式のフォークリフトを使つた方が早いという点で、実は購入したものであります。ただ残念ながらフォークリフトの使い方につきましては、技術的に十分部隊に徹底しておられなかつたようでありまして、結論におきまして電動式フォークリフトの使い方が実際の部隊にはよくわからないで、人力をもつて、大ぜいの人を使つてこれを急遽搬入したというやうな実情であります。従いまして、この弾薬の緊急受領におきましては、このフォークリフトは残念ながら使用されなかつたのであります。このフォークリフトは、現

在は補給所に保管転換をいたしました、補給所におきましてこれを支障なく使つておるわけでありまして。

○片島委員 この電動式フォークリフトというのは、どこから購入せられたのでありますか。

○北島政府委員 神鋼電機株式会社外一社。外一社はちよつとわかりません。

○片島委員 これもまた押しつけ論になります。アメリカから無理をして押しつけられたというのならば、なかなかアメリカに腹の低い防衛庁でありますから、納得がいくのでありますけれども、国内においてこういうものを作るときには、これは相当な金額であります。わずかに二十七台で四千七百円もする品物であります。これがあとで使えるか使えないか——これはなかなかいふよりだから作らしてみようといつて、あとになつたら多少使にくいというなら何だけれども、全然これを使わないでおる。予算を編成する場合に、思ひつきでそういうものをやつたにしても、途中において必ずしも使つてしまわなければならぬことではない。使えないものを購入する必要はないではないですか。こういうものは今後どういふふうに分けられるの、どこに置いても、何の用に供してゐるのですか。

○久保(龜)政府委員 ただいま各補給所で十分活用いたしております。

○片島委員 それはどこでどういふふうなところに使つておられるか、一つ資料を提出して下さい。これは現実には残念ながら使用されなかつたのであります。このフォークリフトは、現

搬をしておられるという事実をちゃんと調べ上げてから、皆さんに質問しておるのです。それをただこの委員会であつてというふうな言つておけば、納得をするだろうというのでは済まない。だからどこでどのような使用に供しておるか、明瞭に資料を出していただければ、私も現地に調査に参ります。

さらに私は質問を続けたいのであります。防衛庁のエンジンの冷却水が濃度が薄いために、非常に無駄になつたという例があるのであります。エンジンの冷却水の濃度が非常に薄いために、役に立たないので、さらに追加をしなければならぬということになつた。試験をした場合には、それが適格品であり、納入をした納入品は不適格品であるという場合には、一般官庁においては解約をすることになつておりますが、防衛庁は試験をした検定合格品と間違つた品物を納入しておつても、これを解約せずに、新たにまた予算を追加をして購入しておられるのであります。

○北島政府委員 不凍液の事件につきましては、当初検収の際、所定の抜き取り方法によりまして、検査いたしました。検査の際におきましては、支障なかつたのであります。途中においてすりかえられたと思われる節がある。そこで実際に使つてみますと、不適格なものであつた。この点につきましては、国といたしまして損害賠償の請求をいたすつもりで、目下法務省と打ち合せて提訴いたすつもりであります。

○片島委員 これは何か検定をした場合の品物と、納入をした場合の品物と

の間に食い違いがあった場合には、解約することに契約書はなつておらぬのであります。ただそのまま納入をして、その損害の賠償をするというのには、非常に手ぬるい。ほかの各省におけるこの調達の契約関係は、契約書の中に、必ずこれが試験をして適格品でない場合には、解約をするという一項目が入つておるのであります。防衛庁の関係契約書には、そういう項目をうたいませんか。

○久保(總)政府委員 もちろんうたつておりますが、この場合には一応検査した方が合格いたしましたため、全量受領した。ところが中にすりかわつたものが事実上あつたということで、この場合はすでに金を払つておりますから、解約ということではなくて、損害賠償というふうな手続にならざるを得なかつたわけでありませう。

○片島委員 そりしますと、納入をした品物が適格品であるかどうかかわからない前に、金だけは払つておられたというのでございませうか。

○久保(總)政府委員 それは抜き検査で、ある程度の数量を検査いたしました。それから合格いたしましたので、もちろん受領する各部隊では詳細な検査設備を持っておりませんから、それは全体として合格品であるということ、受領してありますわけで、その点は一応検査をいたしましたので、その辺はむしろ会社の誠意ということになりますので、部隊としては一応受け取つたわけでありませう。

○片島委員 まことに予算の潤沢なる防衛庁はうらやましい限りであります。ほかの各省においてはこういう予算のきわめてルーズな使用はやつては

おりません。私も官庁関係におりましたから、よくわかつておりますが、わずか百万円、二百万円という予算といへども、これは厳密な調査をして、納入をさせておるのであります。防衛庁における物品調達関係はどういう機構によつてやつておられますか。経理局と調達本部というものがあつて、この関係と、それから本庁における調達基準と地方にまかしておる調達の基準、こういうものがあつて本委員会に資料の提出をお願いいたします。経理局と調達本部との関係は口頭をもつて御説明をお願いいたします。あとの関係の、本庁においてはいろいろ基準によつてどういふ品物を調達しておるか、あるいは地方にはどの程度の権限を委譲しておるかということ、これは資料をもつて提出をお願いいたします。

○久保(總)政府委員 調達要求の調達の関係だけについて、簡単に申し上げます。現在在経理局から予算の示達を各幕僚幹部にいたしまして、各幕僚幹部でその予算の実行計画を立てまして、それによつて具体的各品物のスペックといふものが、規格仕様書を作られて、それによつて調達実施本部に提出いたします。調達実施本部はその調達要求と予算を受けまして、個々に審査をいたします。まず第一に原価計算をいたします。それからこれはどういふふうな契約方針にすべきかといふことをききまして、隨意契約あるいは一般競争、指名競争等にいたしまして、競争もしくは隨意契約で契約をいたします。そして契約をいたしまして、同時に検収あるいは領収の場

所、各部隊とか補給所とかいふことをききまして、契約をいたします。その契約書によつて各部隊、補給所においては納入し、検査をする、かような仕組みになつております。

○片島委員 予算の使用について、これは新しい官庁でもあり、また機構、やり方等が、日本における従来の官庁のやり方ではなく、主としてアメリカのやり方をまねしておられる。しかも予算を十分に持つておられる。しかもやり方をまねしておられる。しかも、このことが出てくると思つたに、この調達の職員がほかのところの職員より非常に低能が集まつておられる。でもないのに、こういう事実が起つておる。現に部隊の給排水工事をする場合に、琵琶湖の水が下の方からわいてくるだらうというより簡単な考え方で、二千八百万円の工事を終つてしまつたところが、その水が非常に悪い。これは飲料水ばかりでなく、ほかの水にも使えない。洗ひ水にも使えない。近所の部落民に聞いてみたら、はい、この当りでは井戸を掘つて飲む人は一人もおりません、みな琵琶湖の水を引いて、ここでは飲料水にいたしておりますと云つておる。その近所の部落の人たちが、どういふ水を飲んでおるかといふことも調査をしないで、二千八百万円の給排水工事を全部完了した後に、この水は洗たく水にもならぬといふことがわかつたために、この工事に費した金は全部どぶに捨てたと同じである。そしてまた琵琶湖から水を引く装置を新たな工事としてやつておられる。これなんか非常にずさんな予算の使用をやつておられる一つの大きな例であります。またさら

に北海道の安平弾薬庫工事にいたしましても、こういう何にも知らない兵隊といふか施設部隊、そういう人たちがじゃんじゃんやつておる。やるのはいい。ところが山にあまり穴を掘り過ぎて、またこれを埋めるために莫大なる埋め戻しの予算を使わなければならぬ。設計を持つてだれか一人ついても、設計を、そういう無駄な汗を流さないで、また無駄な金を使わないでできるものであります。防衛庁のやり方は、えてして一般官庁のやり方と非常な特異なやり方をやつておられるといふことが、これらにおいても非常に明確になつておる。特に防衛庁の補償関係のごときは、私はいろいろ調査をしてみましたけれども、補償基準といふものは見当らぬのであります。いろいろあなたの方の施設をする場合に、補償をする基準といふものはどういふことによつてやられておるのであります。地元が反対すればよいやう、反対しないところは安くして買ひ、こ

ういふやうな行き当りばつたりやり方であつておられますか、この点を私はお聞きをしておきたいと思ひます。

○北島政府委員 用地の取得につきまして、その代価あるいは補償金の算定につきましては、防衛庁内部におきまして、各項目ごとにその算定の要領をきめております。実際に用地を引き取ります場合におきまして、もちろんこの補償要綱に従ひまして単価を算定いたして交渉するわけでございませう。現在の情勢下におきまして、とにかく御納得をいたして両方とも円満に妥結するといふ方針のもとに、もちろん予算の制約もございませうが、ただいま

の補償基準の要綱の許す限りにおきまして円満な交渉妥結をはかつてゐるのであります。決して無方針のもとにでたらめなことをいたしておるのではありません。

○片島委員 補償基準があると言われるのでありますけれども、北海道の然別の土地を買収せられる場合あたりでも、自然林の立木は直径一寸から二寸くらいの雑木でありませうが、そういう一寸、二寸の自然の雑木に対して、石当り千三百二十一円から千六百一円という一般のりっぱな材木と同じ価格によつて補償をしておられますが、こういうところはいろいろ御説明にうたいませんか。さらに全くの泥濘地、クマザサ地になつておるところを一般の牧草地と同じ単価をもつて補償しておられるのであります。こ

ういふ点は補償基準からいきましたらどうなるのであります。

○北島政府委員 その然別の演習場の土地の買収につきまして、会計検査院の御指摘になつてゐることにつきましては、私の調べましたところによれば一部確かな点もあるやうであります。もちろんこの点につきましては、現地における官公署の資料に基づきまして、積算いたしてやつておるわけでありませう。ただ率直に申し上げますと、まだ防衛庁の機構が十分に整わない当初におきましては、一応積算したといへ、最後のところは市町村長さんと総額にいてきめるというやうなことが同行われたやうな形跡がございませう。その一つの事例かと思ひます。ただし総額におきましては本件について決して高い買収価格ではなかつたやうに私ども聞いております。

○片島委員

こういふふうに、石当り幾らとか坪数幾らとかいって、全体としての単価を決定してやられるようなことをやるかと思えば、旭川燃料弾薬庫及び訓練場のための敷地六十八万四千坪については、一つも資料も持たないで個別折衝をやっている。そのために、同じ条件の土地を、安いのは坪当り百三円、高いのは四百十円でやっている。それをやりますと、四百十円で買ってもらった人は、場合によれば何とかお返しでもするのではなからうかという邪推をせられるかもしれない。六十八万坪というこれだけの土地を買われる場合には、一応一回りは回つてみて、この土地はどういう条件であるかということをお調べなければならぬ。百三円と四百十円という四倍もの値段で買っておられる。こういうアンバランスができておられますと、防衛庁の方にうまいことをいって何か手を打った方が高く買われる、こういうこととなるのであります。個別折衝で坪当りをきめてみたり、あるいは総括的に平均の価格を出して、これを全部の住民に分けてみたり、こういう得手勝手なことをやっておられた方は土地の折衝をやられるのであります。

○北島政府委員

本件の旭川燃料弾薬庫の件につきましては、米軍より弾薬引き取りの要請を受けて、弾薬庫を早急に整備する必要があること、もう一つは地元側との折衝に際しまして、当初強硬な反対がありまして、交渉の直前においてやっと初めて測量ができるような状態であった。従いまして、実際の交渉の過程におきましては、本件につきましては、実は十分な資料に基くことが遺憾ながらできなかった。

た。さらに地元側におきましては、代表者によるとこの価格折衝を拒否されましたために、やむなく個人別交渉によつたのであります。本件につきましても、まことに不手ぎわなやり方であると私も考えております。ただ総額におきましては、ほぼ適正な線は維持できたものではなからうかと考えております。このような個別の折衝によりまして不均衡を来たすというようなことにつきましては、防衛庁におきまして厳に戒心をいたしておるところであります。本件につきましては、おっしゃる通り不均衡を生じた、これはいじめない事実だろふと思ひます。まことにこの点は遺憾であると思ひます。

○片島委員

それでは私は午前の質問はこれで終わります。最後に、これらの問題はそれぞれ遺憾の意を表せられたものが多いし、私から考えましても、違法でなくとも不当なる案件であるといふふうに考へておられる。これらの申し上げました各事項については、今一々答弁をされたのですから、記録もそろそろでわかつておられますが、これに対する責任者はいかように処置せられておるか、全然処置されておらなければそれでよろしいやうに思ひます。これらの案件に対していかなる責任者の処置をしておられるか、資料がありますならば、次の委員会に、先ほどまで申し上げました資料とともに、本委員会に提出をしていただきますよう要求をいたします。

なお残余の問題は次の委員会でお話し上げます。

○保科委員長代理

暫時休憩いたします。午後は二時より再開いたします。午後零時五十九分休憩

午後二時四十五分開議

○保科委員長代理

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。委員長不在でありますので、理事の私が委員長代理を行います。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案、及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を続行いたします。横井太郎君。

○横井委員

先般来いろいろ質疑応答を承わっておりますと、とりよりの戦争の準備をやっているような質疑応答があるようでございます。自衛隊法を見ますと、出動には防衛出動、治安出動、災害派遣というように三つの使命を持つておられるように思ひますが、防衛当局はこの三つの使命のうち、どれを重点に考へておられるか。それとみな並行に考へておられるか。その考え方を一つ承わりたいと思ひます。

○船田国務大臣

ただいま横井委員が御指摘になりましたように、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に對しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に應じ、公共の秩序の維持に當るものとする。」と書いてあります。この自衛隊法の趣旨に従ひまして、編成も、組織もいたし、また訓練もいたしておる次第でございます。

○横井委員

主たる任務は防衛でございますけれども、治安の面が、今日の防衛庁の考え方非常に軽視をされておるのじゃないか、こういうことを考へるのでありますが、その点はどうか考へてになるのでございますか。

○船田国務大臣

治安問題につきましては、決して軽視はいたしておりません。ただこの問題は、先般来当委員会においても御質問があり、また予算委員会等においても問題になりましたように、たまたま労働争議等と混同されるところになりまして、まことに遺憾に存じますので、私どももいたしましては、きわめて慎重な態度をもつて、この治安問題に對しましては対処していきたく考へておる次第でございます。決して軽視いたしておるわけではございません。

○横井委員

来年度で陸上自衛隊を一万名ふやされる。このことにつきまして、実はいろいろな見方もあり、議論もあると思ひます。科学戦争という言葉がいかにどうか知りませんが、とにかく時代が非常に變つて参りました。今日、人間ばかりふやす必要はないのじゃないか、こういうような意見もあるわけでございますが、この隊員をふやしていかれることは、何か意味があることか、それとも行政協定等におきまして、特に話し合いの上よりしなければならぬのか、その意味を一つお知らせ願ひたい。

○船田国務大臣

三十一年度におきまして、陸上自衛隊一万名を増加するということにつきましては、昨日詳細な御説明申し上げたのでございまして、たゞいま御指摘のように、海空の關係におきまして、やや陸上の方に重点を置き過ぎるではないかという御批評もあるかと存じますけれども、これは現在駐留いたしておりますアメリカの地上の戦闘部隊がだんだん引いて参りますので、それらのことも見合ひい

して、陸上の自衛隊を増強するということを計画いたしておるわけでございます。

○横井委員

陸上の自衛隊をそうしてふやしていくことは、治安の面にもいざという場合に活動ができる、そういう考え方もあつて、陸上の面において隊員をふやしていくか、こういう意味ではないのでございまいしょうか。

○船田国務大臣

もちろん治安の問題も考慮いたしつつ増強計画を立てておるわけでございます。

○横井委員

この陸上自衛隊の配置の問題でございますが、編成の問題といひましようか、これは行政協定の關係から、米軍との話し合ひで、どの方面はどう、どの方面は自衛隊を置くというよりな話し合ひがあるものか、あるいはあるとすれば、一体どういふような観点に立つて配置を考へておられるか、その点を一つ承わりたい。

○船田国務大臣

わが方におきまして、自衛隊を増強し、またこれをいかに編成配置するかということは自主的にきめて参つております。部隊の編成の方針といたしましては、部隊の運用に当り、命令の徹底、部隊の掌握、緊密なる連絡等を確保するとともに、兵器の運用等を適切ならしめ、その総合力を十分發揮せしめるより編成することといたしております。配置につきましては、防衛警備の観点、演習訓練の便宜等を勘案いたしまして、決定をいたしております。それから治安対策の面からのみ申せば、都会に重点配置するといふことが適當かと存じますけれども、自衛隊は防衛目的を主たる任務といたしておりますので、この点を重

視いたしまして、あわせて治安準備の点を考慮いたし、適当なる配置をするという方針をとってやっておるわけでございます。

○横井委員 自衛隊の配備を自主的にやりになることはまことにけっこうだと思ひます。防衛というものが主たる任務であるから、従つてその方面に重点を置いてやつていくということもあり得るかもしれませんが、それにいたしまして、配備の状態を見ますと、あまりにも治安ということを度外視しておるのではないかと、一面が見えるのであります。本日ちようだいいたしました書類の面につきましても、たとえば大都市を中心としたところにおいては、ほとんど部隊の配置はおろそかになつておる。東京には練馬というよりなものがあつますが、名古屋を持つた愛知は、名古屋市のほかには遠方の豊川というところにあるだけで、横浜には特科がわずかにあるだけで、兵庫には伊丹に若干、京都府には福知山等にあるが、大阪市にはこの表なんか見ますと全然ないのでございしますが、こういうものを見ますと、治安上の問題、天災地変の起つた場合に出勤する任務を持つたこの自衛隊は、あまりにも都市をおろそかにし過ぎていやせぬかと考へるのであります。この点はいかがでございませうか。

○船田国務大臣 大都市を軽視しておるなどということは毛頭考へておりません。ただこれも昨日防衛局長から答弁申し上げたことでもございしますが、施設を使ひます場合におきまして、大都市及びその付近にはなかなか適当な施設が得られない。特に相当大きな部隊がおりますれば、訓練に必要な演習場

がなければならぬ。そういうような点を考慮いたしますと、なかなか大都市には適当な部隊を置くことができないというふうな非常な制約を受けておるわけでありまして、その点はまことに遺憾でございますが、しかし大都市の治安を全然考えずに配備しておるわけではございません。できるだけそういう点をも考慮いたしつづつ編成及び配備をいたしておる次第でございます。

○横井委員 施設を得ることが困難であるからというふうな答へでございしますが、なるほど都会のまん中に自衛隊が入るような施設を得ることは、今はなかなか困難であるとは思ひますが、少くとも大都市もしくは都市の周辺部あるいは近距離において、そういう施設を求めることは必ずしもむづかしいことではないと思ひのであります。こゝろ、治安ということ考へて、この度合いと、施設を求める度合いとのかね合ひだと私は思ひのであります。が、熱意があるならば、この方面についてもう少し考へてはどうか、こゝろより考へるのでもございします。これは意見でございしますが、天災地変というものはとく大都市にも起りやすいものでございまして、しかもこゝろのものは、かねてから計画があつてそういう問題が起るというよりも、突発的に起る場合が多いと考へるのでございします。施設を求めることがむづかしいからというお答へでございしますが、一体防衛庁においては、施設を求めることがむづかしいから仕方ないという、そういうふうな考え方、それとも必要は必要だけれども、現在の段階においてはそういう熱意は持っているが、なかなかできないというのか、その点

も少しはつきりさせていただきたいと思ひます。

○船田国務大臣 治安の問題を決して軽視はいたしておりません。その治安の問題に関連いたしまして、大都市及びその付近に相当な部隊を配備しておくことは必要であるとして、その努力はいたしておるのであります。しかし先ほども申し上げましたように、なかなか大都市及びその付近に相当な部隊を配備する施設が得られないという実情にございします。それから違ひまして添えておきますが、戦前と違ひまして今日の部隊は非常な機動力を持つております。従ひましてたゞいま横井委員が御指摘になりましたような問題の起りました場合に、不幸にしてそういう場合がありましても、この機動力を発揮することによりまして、十分その任務を遂行し得ると私は考へております。しかし今後におきましても、たゞいま御指摘のような点は十分考慮いたして参りたいと思ひます。

○横井委員 今度一万名増員されるのは一応青森、熊本だと聞いておりますが、こゝろより増員をいたされますと、全体におきまして相当の数になるのですが、この機会にある程度のもので大都市の周辺部に回すお考えはございせんか。もう一度承わつておきたいと思ひます。

○船田国務大臣 一万名の増員につきましては、実は昨日も申し上げたのでございしますが、その内訳をさらに申し上げますと、指導部隊たる約六千名の混成団、それから特科大隊、空挺大隊、特車中隊、観測中隊、ヘリコプター隊の新設等に伴ひ増員を合せて約八千四百名、そのほか後方部隊の増強

のため約六百人、そのほか補給所、地方連絡部等約一千名、合計一万名を増員する、こゝろのことになつております。この中には大都市に配備されるものは今のところございせんが、たゞいま御指摘のような点は、今後の配備につきましても十分考慮いたして参りたいと思ひます。

○横井委員 くだいようですがもう一度最後にお尋ねを申し上げます。現在の治安対策と申し上げようか、そういうふうな不慮の事故が起つた場合にこれに処する体制というものが完備してゐるかいな。先ほどのお言葉であるとかまだ完備してゐないようなお言葉でございしますが、今後においてあくまでも完備するといふ御熱意があるかどうかといふことを最後に承わりたい。この配備の点において十分それを考へていくといふ御確信のほどを一つ承わつておきたいと思ひます。

○船田国務大臣 この点は、たゞいま御質問にもございしましたが、十分考慮いたしております。警察力をもつてどうして間に合はないといふような事態が起りまして、自衛隊法の命ずるところに従ひまして治安行動をするといふことにつきましても、十分平素からその用意を整えておるわけでもございまして、不時の場合にまごつくようなことのないようにいたしておるのでございします。

○横井委員 この問題はこの程度にとどめまして、一つ今度は自衛隊の士気と申し上げようか、自衛隊員の現在のあり方といふものについて一、二お尋ねをいたしたいと思つております。

そこで自衛隊は世の中からあたたかみ日陰者のように思はれておるのでございしますが、今日一般の自衛隊員にしろあるいは幹部にしろ、あるいは防衛大学といふような方面において、志願者が相当多いようではございします。そして現在自衛隊幹部の採用をいたしておられるようではございしますが、大体現在の状態を一つ承わりたいと思ひます。

○船田国務大臣 今御指摘の点はまことに重要な点でございまして、私も過去三年半内閣委員をやつておりました、できるだけ自衛隊の視察もいたしましたが、実は率直に申し上げますと、最初内閣委員になつた時分に練馬その他の部隊を視察し、直接隊員からいろいろ話を聞いてみたときと、みづから防衛の責任者となつて隊を見ておる今日とはだいぶ違つております。ことに自衛隊法が一年前の七月から施行になりました、直接侵略に対しても日本の独立と平和を守り、国土の防衛に當るといふ義務が課せられたといふことによりまして自衛隊員の気持も非常に違つてきておると思ひます。もちろん十分これでよいといふ満足をするほどの状態になつておるとは、私もうぬぼれるわけではございせんが、とにかく筋金通つてきておるといふことは私は認め得ると思ひます。また私みずから軍隊の生活をした経験を持つておりますが、その当時のものと比較いたしまして精神的には今の自衛隊が劣つておるとは考へません。また訓練等においてもかなりよくなつてきておる。今後この士気の高揚、精神訓練の点におきましては、十分注意をいたして参らなければならぬと思ひますが、まず現在のところにおいては相当満足

海上関係の方は、昭和二十八年度に第一回募集をいたしました、二千九百三十五名の採用に對しまして一万三千三百四十二名、約四倍半でございます。昭和二十九年度は、五千二百五十五名の採用に對しまして二万八千九百五十九名、五倍半でございます。昭和三十年度は三千九十五名採用する予定でございますが、応募者が三万二千七百五名、約十倍。以上でございます。空に方について申し上げますと、昭和二十九年度は千二百二十名の採用に

いている。しかし、大ぜいのことですから、そういう人の中にはいるかも知れませんが、いずれにいたしましても、まだまだそういう気分が残つておると思つてゐるのであります、そういう現在においてかような志願者があるということとは非常にけっこうだと思つてゐるのであります。そこでそういう世間からあまりよく見られない、一言にいへば今までは日陰者であつたというよりな、そういう応募者が逆に非常に多いというのは一体どういふ現象でありましょうか。

う忘れて参つたわけでございますが、防衛大学の生徒は中途退学が多いといふので、三段抜きか四段抜きででかてかとおつたのを見たのであります。防衛大学といふのは少くとも相当思慮のある者が受験をして、今おつしやつた通りの相当応募者のある中から採用された者で、中途退学をするといふのは一体どういふことなのでありまするか。ことに防衛大学は学校に入ると同時に相当の給料がもらえて、寝具から食費から一切がつかいを向うに

でありますが、大體その九十七名についてどういふ理由かといふことを一部推定も加へまして調べたものがございます。それによりますと入校した後におきまして、將來自分は幹部日衛官として立つていくといふことについての自信を失つたといふ者が三十八名でございます。その次には健康上の理由で入つた後におきまして、病氣になつた者及び病氣になりませんが、こういう強度の訓練には耐え切れないといふわけでやめた者が十七名、その次には

が、幹部としての教育というものに徹した場合に、ほんとうに幹部としてやつていけるように筋金が入つていくのかどうか、それはどうでしょうか。

○加藤政府委員　この点はもちろん教育の重大問題でございまして、さようであらなければなりません。学校当局におきましてもさような方針で学生を指導しておるのであります。若い諸君でございますので、個人々々につきましてはいろいろ深刻な悩みもあるようにでございしますが、大観いたしますと

ば、明年の三月に第一回の卒業生が出来ますけれども、第一回の卒業生は十分な自信を持って幹部自衛官の道を進んでいけることを確信をいたしております。

○横井委員 先ほど長官もだんだん筋金が入ってきたというお話でございしますが、それはまたここにけっこうなことだと思ひます。とにかく一千何億という金を毎年注ぎ込んでいっているのではありません。自衛隊がいかにも悪いかということも議論があるでございましょう。私どもはあるのが当りまえだと思ひますが、せっかくこういふ国費を使つておいて、筋金の入らないような自衛隊では何にもならないと思ひます。そこで自衛隊の指導精神というものがあつたと思ひますが、その指導精神は何であるか、一つ最後に承りたいと思ひます。

○船田国務大臣 それは自衛隊法にございますように「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に對しわが國を防衛する」このことを主たる指導精神とし、それを任務としておりますから、これを各部隊長が適當に自衛隊法の精神を砕いて隊員の指導精神といたしております。すなわち愛國、愛民族、一致協力、團結というよりなことを隊の中心の指導精神として訓練をするという事になつております。大体簡単に申しますれば、愛國、愛民族という考え方を徹底していきたくと思ひております。またそういう訓練をいたしております。

○横井委員 指導精神は愛國、愛民族といふことでございしますが、それだけでございしますか。それとも普通の隊員にはいろいろな者がおりますが、もつ

とかみ砕いたようなものはないのですか、それだけでございしますか。

○船田国務大臣 それは自衛隊法の中にも服務につきまして、「隊員は、わが國の平和と獨立を守る自衛隊の使命を自覺し、一致團結、嚴正な規律を保持し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて國民の負託にこたへることを期するものとする。」このことによつて、この要領によりまして適宜部隊長が隊員の指導に當りまして、それを指導精神として訓練をやつてゐるということにございします。

○横井委員 どうか、自衛隊というものがあつた以上は、あくまでも国土防衛の任に任ずるんだという筋金は通して、それが自衛隊員一人一人に徹するように、一つお願いしたいと思ひます。

それからもう一つ最後にお尋ねをいたしたいのは、防衛施設の問題でございします。これは直接の防衛施設のことではございせんが、だんだん駐留軍が都市から郡部と申しましようか、市外地に移動をされるように決定をした、そういうことが新聞紙上にも、またこの資料にも書いてございしますが、そういうよりな話し合いがアメリカ當局と行われて、移動しつつかあるかどうかといふこと、もう一つ、これは行政協定でございませうか、それと同時に、大都市の中心部にあります進駐軍が今まで使つておられます諸施設、こういうものを順次移動をしていくという方針がきまつたというように、新聞

の報道にもありますし、これにも書いてございしますが、それはどういふことになつておるか、また實際において今どういふふうに行進しておるか、概略でよろしうございしますから御説明をお願いしたいと思ひます。

○船田国務大臣 前段の問題につきましては、ただいま横井委員御指摘の通りに、数年前から米駐留軍は、漸次郡部の方に移動するといふ方針によつて配置をいたしておるのでございします。後段の問題につきましては、調達庁の方から答弁申し上げるようになつていただきます。

○大石(孝)政府委員 ただいま御質問の米駐留軍が、郡部から郊外の方に移転するといふ計画は、講和発効後直ちに日米間の政府において了解せられた事項でございします。その移転計画は、大体におきまして東京、それから横浜、名古屋、大阪といったような大都市における郡部にあるいろいろな施設を周辺のの方に移す、そしてその趣旨は、大体におきまして民有財産等、國民にいろいろ御迷惑をかけているようなものにつきましては、国有財産等をおもに使うことによりまして目的を達成し、それから建物等につかまして、もし適當な施設がなければ、これは國費を投じて、その施設を作るといふことによつて目的を達成するといふ計画でございします。

概略を申し上げますと、東京地区におきましては、市ヶ谷のパーシング・ハイック、旧赤坂一連隊のハーディ・バラックス、代々木練兵隊のワシントン・ハイックといったような場所に、建設省の營繕局で建設工事を完了いたしましたして、都内の大きなビル

ディング十四ほどの施設が、順次返還されつつある状況でございします。すでに野村ビル、味の素ビル等のビルディングは返還されまして、またごく最近、一月ほど前でございますが、大蔵ビル、霞會館、有楽ビルといったようなものが返還されておる状況でございします。横浜地区におきましては、代替施設の工事の大部分が完了いたしてゐるので、本年三月までは相當量の施設が返還になる見込みです。新山下等の代替施設は若干おくれでございますが、七月ごろまでは、中心部にあるものが返還になる予定でございまして、着々進んでおるわけでございします。その中で大きな施設は、岸根の地区に代替施設の建設工事をいたしておるわけでございしますが、土地等の取得で若干おくれなもので、この工事は三十一一年十月ごろまでかかる予定になつております。また名古屋地区におきましては、小牧、守山に建設されました代替施設の施設完了に關連しまして、すでに千種倉庫、中村倉庫、滝兵ビル等が返還されておりました、残りの大半のものも、大体二月から三月ごろの間に解除になる予定でございします。以上が、郡部から米駐留軍の施設を周辺部に移すといふ計画の概略でございします。

○横井委員 だいた進んでゐるようでございしますが、まだ相当残つてゐるものもあるようでございします。従つて、これが完了は一体いつを目途としておられるか、それを伺いたいと思ひます。それから、特に名古屋方面の、もと市營でございしましたが、観光ホテルといふものは、海外のお客さんのためにぜひともほしいといふので、相當運

動をいたしてゐるようでございします。これはどうなつてゐるか、その点を承りたいと思ひます。

○大石(孝)政府委員 完了の時期は、当初は大体三十年度をもつて完了するといふ予定で進んだわけでございしますが、先ほど申し上げましたように、土地の取得それから建設工事の遅延等いろいろな事由がございまして、だいたはおくれました。現在の段階では、私ども關係各省がそれぞれの方面から、この促進方をおかしてございしますが、三十一一年度中におおむねの完了をしたいといふふうになつております。

それから、御質問の名古屋における観光ホテルにつきましては、今申し上げました小牧、守山地区の施設の完了とともに、移転する予定の計画の中に入つてゐるわけでございします。ただ現在の段階では、まだ返還期日を予報いたしておりません。いろいろな観点から当ホテルは重要でありますので、早く日本側の方に返還になるようにといふことで、鋭意米軍側とも折衝中でありします。

○横井委員 聞くところによりますれば、この大都市のまん中にあります、いわゆるアメリカ村といふものが、横浜にも、名古屋にも、大阪にもあるのではありませんか、このアメリカ村といふのは、一口にいうと居留地のやうな格好のものでありまして、大都市のまん中にこゝろいふものがあつて、これがまたいつ移転するかわからぬ、アメリカ村の交渉で、これはどうなるかわからぬといふやうなふうに聞くのでございしますが、それはどうでありますか。そういう交渉はあつたか、それともそういうものは移転しないか、それともそういうことを承りたいと思ひます。

この困難なる理由というのは、財政上だけの面でありますか。アメリカの方でいやだというのか、困難だという理由はどこにあるか、こういうことを承りたいのであります。

○大石(孝)政府委員 財政上の理由が当面の重大なる理由でございます。そのほかにアメリカ側でも、なるほどアメリカの兵力は漸減をいたしておりますが、地区的に状況が違うのでございます。名古屋の地区におきましては、大部分が空軍でございます、空軍の兵力は、私ども伺うところによりますと、むしろ増強するといえますか、相当あの周辺に集中されているような傾向があると判断されるわけでございます。従いまして現在守山、小牧地区にいろいろな施設を作りまして、移しておるのは、主として独身の将校あるいは單身營外居住者でございます。家族持ちの家族住宅につきましては、相当数不足の状況でありますので、向う側においてもなかなか困難な事情があるものと判断しておるのでございます。

○横井委員 とにかく困難な事情は一応わかりますが、しかしこれは大都市共通の悩みであり、問題でありますので、この上ともうんと折衝をさせていただきたい、こういうことをお願いいたします。

○保科委員長代理 次会は来たる二十七日午後一時半より開会することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十九分散会

昭和三十一年二月二十九日印刷

昭和三十一年三月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局